

豊岡市議会基本条例の検証結果（検証項目ごと）

2019年7月

検証項目区分

検証No.	検証項目（第2条各号 議会の活動原則 ほか）
①	公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す (1) 積極的な情報公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任
②	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める (1) 市民の多様な意見を的確に把握 (2) 政策活動等の向上に努める (3) 市民意見の反映と政策立案等の向上
③	市民が理解しやすい言葉を用いた説明に努める (1) 分かりやすい議会運営
④	市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと
⑤	議会内での申し合わせ等は、必要に応じて見直しを行う (1) 条例の達成度合いの検証 (2) 検証結果の反映（条例等必要な改正を講ずる）
⑥	市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ち、市政執行を監視する (1) 二元代表制の尊重
⑦	議員の政治倫理と政務活動の遵守を図る (1) 政務活動費の活用と公開 (2) 議員の政治倫理
⑧	上記の①～⑦に該当しないもの (1) 会派活動の充実 (2) 議会事務局の体制整備 (3) 議会図書室の充実
【検証対象外】	検証に馴染まない（検証に必要な）項目であるため

豊岡市議会基本条例 検証結果（検証項目ごと）

検証項目	① 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す
条文	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するものとする。</p> <p>(政務活動費の活用と公開)</p> <p>第12条第2項 会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して、使途等の説明責任を果たさなければならない。</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第16条 議会は、議案の審議内容及び結果に関する情報を市民に提供するとともに、市民の関心を得るための広報活動に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議のインターネット配信、議会のホームページ等の活用により、議会の活動を幅広く市民に周知するよう努めるものとする。</p>
現況等	<p>◆議会だよりの発行〔第2条(1)、第5条第1項、第16条関係〕</p> <p>(1) 年5回(定例会4、臨時会1)、全戸配布</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 委員会・本会議の審議内容</p> <p>イ 議決結果</p> <p>ウ 質疑・質問</p> <p>エ 委員会意見と当局回答</p> <p>オ 委員会の活動報告(抱負と課題、視察報告など)</p> <p>カ 市議会Q&A(議会概要、政務活動費収支報告など)</p> <p>キ 議会体制(議会構成の改選時に委員会の紹介など)</p> <p>ク 議会報告会・懇談会・意見交換会報告</p> <p>(参考)</p> <p>第30回近畿市町村広報紙コンクール優良賞を受賞(平成29年8月発行号)</p> <p>◆ホームページ掲載(随時更新)〔第2条(1)、第5条第1項、第12条第2項、第16条関係〕</p> <p>(1) 市議会に関するお知らせ 実施済み</p> <p>(2) 市議会の概要、議員名簿 実施済み</p> <p>(3) 議会日程 実施済み</p> <p>(4) 提出議案(会議資料を含む)</p> <p>ア 本会議 議案は実施済み</p> <p>イ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 未実施</p> <p>ウ 全員協議会 実施済み</p> <p>(5) 質疑質問 実施済み</p> <p>(6) 議決結果 実施済み</p> <p>(7) 請願・陳情</p> <p>ア 手続き 実施済み</p> <p>イ 文書表 実施済み</p> <p>ウ 議報 実施予定</p> <p>(8) 意見書・決議 実施済み</p> <p>(9) 議会傍聴 実施済み</p> <p>(10) 議会だより 実施済み</p> <p>(11) 市議会会議録</p> <p>ア 本会議 実施済み</p> <p>イ 常任委員会、特別委員会 実施予定</p> <p>ウ 議会運営委員会 未実施</p> <p>エ 全員協議会 実施済み</p> <p>(12) インターネット中継(ライブ・録画配信)</p> <p>ア 本会議 実施済み</p> <p>イ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 未実施</p> <p>ウ 全員協議会 実施済み</p>

		<p>※ 令和元年6月定例会からスマホ対応予定</p> <p>(13) 政務活動費</p> <p>ア 収支報告書 実施済み</p> <p>イ 領収書 平成29年度分から実施</p> <p>ウ 会派視察報告書 平成30年度分から実施</p> <p>エ 政務活動費の使途に関する要領 実施予定</p> <p>(14) 行政視察の受け入れ 実施済み</p> <p>(15) 議会交際費 平成29年度分から実施</p> <p>◆議案に対する議員賛否の公開〔第2条(1)、第5条第1項、第16条関係〕</p> <p>(1) 議会だより 実施済み(議員ごと)</p> <p>(2) ホームページ 実施予定</p> <p>◆議会報告会の開催〔第5条第2項関係〕</p> <p>H25 5/23～24 8会場 延118人</p> <p>H26 5/19～20 6会場 延64人</p> <p>H27 7/21～22 6会場 延209人</p> <p>H28 7/21～22 6会場 延173人</p> <p>◆懇談会の開催〔第5条第2項関係〕</p> <p>H29 3/22 総務(消防団長) 12人</p> <p>6/29 建経(豊岡靴協会) 6人</p> <p>6/30 建経(商工会議所・商工会) 10人</p> <p>7/ 5 文民(子育て世代の父母) 15人</p> <p>H30 7/ 9 総務(施設指定管理者) 14人</p> <p>7/18 文民(地域コミュニティセンター代表) 28人</p> <p>7/25 建経(中小企業同友会、但馬漁協) 20人</p> <p>◆政務活動費の情報公開請求〔第12条第2項関係〕</p> <p>H28 収支報告書及び証拠書類の写し一式 2件開示</p> <p>◆政務活動費の説明責任(市民からの疑義に対する説明)〔第12条第2項関係〕</p> <p>実績なし</p>
達成評価	4	<p>5 十分達成された(このまま推進する)</p> <p>4 概ね達成された(必要に応じ改善も必要だが、推進する)</p> <p>3 一部達成された(ただし、改善が必要である)</p> <p>2 ほとんど達成されていない(分析と見直しが必要である)</p> <p>1 未着手</p>
達成度合いとその理由		<p>・議会だより、ホームページで議会情報はおおむね公開している。</p> <p>・広報紙研修会への参加を通じ、議会だよりの紙面の改善が進められてきた。</p> <p>・広報紙コンクールに出品するなど、わかりやすい広報作成に努めている。</p> <p>・わかりやすい議会という視点で、議会運営の工夫が必要である。</p> <p>・会議のインターネット中継(録画配信)が、本会議と全員協議会はできているが、委員会は未実施である。</p>
今後の取組方法		<p>・委員会のネット中継を検討する。</p> <p>・速報性の観点で議会だよりの発行のあり方を検討する。</p> <p>・市民にわかりやすい内容で質問・答弁が行われるよう、一般質問のあり方の検討を行う。</p>

検証項目	② 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める
条文	<p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。 (議員の活動原則) 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。 (市民参加及び市民との連携) 第5条第2項 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するものとする。 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において、必要と認めるときは、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。 (討議の尊重) 第10条 議員は、議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、議員相互の討議を中心に議会運営を行うものとする。 2 議会は、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。 3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。 (委員会の適切な運営) 第11条 議会は、新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営に努めるものとする。 (議員研修の充実強化) 第13条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、研修の充実強化に努めるものとする。</p>
現況・実績等	<p>◆研修会の実施〔第2条(2)、第3条、第13条関係〕 ※概ね毎年度実施 H25「分権時代における議会改革のあり方」高沖氏 H27「議会運営の活性化について」野村氏 H28「人口減少時代における地方創生」金井氏 H29「質問力を高める 議会力に活かす」土山氏 ※H27～H29は養父市・朝来市議会との合同セミナー方式で開催 ◆政務活動費を活用した会派単位での調査研究及び研修の実施〔第2条(2)、第3条関係〕 ◆議会だよりアンケートの実施〔第2条(2)関係〕 (1) 期日 平成30年5月25日～6月20日 (2) 対象 市内全世帯 (3) 回答 123件 ◆議員間討議の充実〔第3条、第10条関係〕 平成27年度以降、議会運営委員会で議員間討議の充実を図るため検討・協議を行ってきた。 結果、既に委員長裁量に委ね実施している議員間討議を今後も継続して実施していくことになった。 <代表的な事例> (1) 委員会名 基本構想審査特別委員会 (H29. 6. 28～H29. 9. 29) (2) 内容 第90号議案 豊岡市基本構想の策定についての審査にあたり、委員から修正意見等の提出を受け、当局から意見聴取も行いながら、委員間討議を行った。 ◆議会報告会の開催〔第5条第2項関係〕 H25 5/23～24 8会場 延118人 H27 7/21～22 6会場 延209人 H26 5/19～20 6会場 延64人 H28 7/21～22 6会場 延173人</p>

	◆懇談会の開催〔第5条第2項関係〕 H29 3/22 総務（消防団長） 12人 6/29 建経（豊岡靴協会） 6人 6/30 建経（商工会議所・商工会） 10人 7/ 5 文民（子育て世代の父母） 15人 H30 7/ 9 総務（施設指定管理者） 14人 7/18 文民（地域コミュニティセンター代表） 28人 7/25 建経（中小企業同友会、但馬漁協） 20人 ◆参考人招致〔第5条第3項、第4項関係〕 (1) 議会改革特別委員会 ア 期日 平成25年6月24日 イ 案件 「議員定数について」 ウ 内容 削減並びに現状維持の意見を提出した代表者を招聘し、意見聴取 (2) 文教民生委員会 ア 期日 平成30年2月13日 イ 案件 陳情「ひぼこホール存続検討に関する陳情書」の件 ウ 内容 陳情書を提出した代表者（3名）を招聘し、意見聴取 ◆公聴会 未実施〔第5条第3項関係〕 ◆議員懇談会の実施〔第10条関係〕 (1) 平成24年12月13日 案件：豊岡市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例制定、及び豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則制定について (2) 平成25年2月18日 案件：議会報告会（市民と議会との懇談会）の運営、及び議会議員政治倫理条例の制定について (3) 平成25年6月19日 案件：豊岡市議会議員政治倫理条例（案）について (4) 平成25年9月13日 案件：豊岡市議会議員政治倫理条例（案）について ◆委員会設置（所管事項、付議事件の見直し等を含む）〔第11条関係〕 (1) 議会改革特別委員会（H19. 11. 14設置、H25. 9. 26廃止） ア 議会基本条例の制定（H24. 9. 28） イ 議員定数条例の改正（H25. 9. 30） ウ 議員政治倫理条例の制定（H25. 9. 27） エ 議会報告会の実施検討（H25. 5実施） (2) 委員会条例の改正〔常任委員会を4から3に〕（H25. 11. 1改正） (3) 災対策調査特別委員会（H25. 11. 19設置） (4) 基本構想審査特別委員会（H29. 6. 28設置、H29. 9. 29廃止） (5) 委員会条例の改正〔予算決算委員会の設置〕（H29. 6. 28改正） (6) 人口減少対策等調査特別委員会（H29. 11. 16設置） (7) 議会広報広聴特別委員会（H29. 11. 16改称） ◆研修会、セミナー等への積極的な参加〔第13条関係〕 H28 議会広報特委「県広報研究大会」2名 H29 議会広報特委「近畿市町村広報紙セミナー」2名 H29 議会広報広聴特委「県広報研究大会」3名 H30 議会広報広聴特委「近畿市町村広報紙セミナー」7名		
達成評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1685 1482 1863 1640">3</td> <td data-bbox="1863 1482 2709 1640">5 十分達成された（そのまま推進する） 4 概ね達成された（必要に応じ改善も必要だが、推進する） 3 一部達成された（ただし、改善が必要である） 2 ほとんど達成されていない（分析と見直しが必要である） 1 未着手</td> </tr> </table>	3	5 十分達成された（そのまま推進する） 4 概ね達成された（必要に応じ改善も必要だが、推進する） 3 一部達成された（ただし、改善が必要である） 2 ほとんど達成されていない（分析と見直しが必要である） 1 未着手
3	5 十分達成された（そのまま推進する） 4 概ね達成された（必要に応じ改善も必要だが、推進する） 3 一部達成された（ただし、改善が必要である） 2 ほとんど達成されていない（分析と見直しが必要である） 1 未着手		
達成度合いとその理由	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会、議会報告会の開催や、参考人招致により、市民の多様な意見を聴取してきた。しかし、市民意見の政策等への反映は十分とは言えない。 議員研修会を開催し、議員の能力向上を図った。 市民参加を促進するため、委員会との懇談会を希望する団体の公募を行った。 		
今後の取組み方法	<ul style="list-style-type: none"> 多様な市民の意見を聴取するため、懇談会や議員報告会の充実を図る。 市民意見を政策等へ反映させる取組みを積極的に進める。 		

検証項目	③ 市民が理解しやすい言葉を用いた説明に努める	
条文	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。</p> <p>(3) 市民が理解しやすい言葉を用いた説明に努めること。</p> <p>(議会及び議員と市長その他の執行機関との関係)</p> <p>第6条第2項 本会議及び委員会における質問及び答弁は、市民に理解しやすいものとなるよう努めなければならない。</p>	
現実・実績等	<p>◆議会だよりを市民に理解しやすい言葉で編集している。〔第2条(3)関係〕</p> <p>◆個人対応〔第6条第2項関係〕</p>	
達成評価	4	<p>5 十分達成された (このまま推進する)</p> <p>4 概ね達成された (必要に応じ改善も必要だが、推進する)</p> <p>3 一部達成された (ただし、改善が必要である)</p> <p>2 ほとんど達成されていない (分析と見直しが必要である)</p> <p>1 未着手</p>
達成度合いとその理由	<p>・議会だよりでは、市民にわかりやすい言葉遣いによる編集に努めている。</p> <p>・本会議等では、極力外国語や専門用語等を用いず、平易な日本語での説明に努めている。</p>	
今後の取り組み方法	<p>・引き続き、議会だよりや本会議等では、わかりやすい言葉での説明に努める。</p>	

検証項目	④ 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと	
条文	(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。 (4) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。	
現況・実績等	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会だよりへの傍聴啓発記事の掲載〔第2条(4)関係〕 (定例会日程及び傍聴啓発記事) ◆傍聴〔第2条(4)関係〕 H24 188人 H25 238人 H26 267人 H27 183人 H28 359人 H29 268人 H30 224人 ◆本会議のインターネット配信(平成30年度)〔第2条(4)関係〕 (ライブ) 8,005アクセス (録画) 33,483アクセス ◆防災行政無線放送での傍聴啓発〔第2条(4)関係〕 (毎定例会、臨時会) 	
達成評価	4	<ul style="list-style-type: none"> 5 十分達成された(このまま推進する) 4 概ね達成された(必要に応じ改善も必要だが、推進する) 3 一部達成された(ただし、改善が必要である) 2 ほとんど達成されていない(分析と見直しが必要である) 1 未着手
達成度合いとその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより、ホームページ、防災行政無線放送で傍聴啓発を行っている。 ・傍聴がしやすいよう一般質問について、質問者名、質問内容、質問予定時間をあらかじめホームページで公開している。 ・本会議、全員協議会はインターネットで中継(録画配信)しているが、委員会等は未実施である。 	
今後の取り組み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴がしやすいように、議会の開催日、時間等を検討する。 ・委員会のインターネット中継を検討する。 	

検証項目	⑤ 議会内での申し合わせ等は、必要に応じて見直しを行う	
条文	(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。 (5) 議会内での申し合わせ等は、必要に応じて見直しを行うこと。	
現況・実績等	<p>◆議会運営の申し合わせ事項及び慣例の見直し〔第2条(5)関係〕</p> <p>(1) H24. 8. 24改正 慣例の追記 (2) H25. 4. 16改正 代表質問、パネル使用 (3) H25. 6. 13改正 表記の補足等 (4) H25. 8. 23改正 委員会記録、映像配信等 (5) H26. 3. 11改正 発言時間の制限(想定事例の追記) (6) H26. 11. 21改正 委員会の議席 (7) H28. 8. 26改正 発言時間の制限 (8) H29. 2. 24改正 一括議題 (9) H29. 8. 25改正 議会の招集、予算決算委員会等 (10) H29. 11. 9改正 議席 (11) H30. 3. 26改正 紹介及びあいさつ (12) H30. 7. 30改正 請願・陳情・要望書の取扱い等 (13) H31. 3. 24改正 議会の呼称</p> <p>◆先例集の作成・見直し〔第2条(5)関係〕 未実施(作成中)・・・申し合わせ事項及び慣例に付記</p>	
達成評価	4	5 十分達成された(このまま推進する) 4 概ね達成された(必要に応じ改善も必要だが、推進する) 3 一部達成された(ただし、改善が必要である) 2 ほとんど達成されていない(分析と見直しが必要である) 1 未着手
達成度合いとその理由	・議会の申し合わせ事項については、適宜協議して見直しを行っている。 ・議会運営の方法については、市民に開かれた議会等の観点から、更に工夫する余地がある。	
今後の取組み方法	・引き続き市民に開かれた議会の運営に向けて見直しを進めていく。	

検証項目	⑥ 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ち、市政執行を監視する
条文	<p>(議会及び議員と市長その他の執行機関との関係)</p> <p>第6条 議会及び議員は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と緊張ある関係の保持に努めなければならない。</p> <p>3 本会議又は委員会において、市長等の長及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問内容の疑義を問い質すことができる。 (議会に対する市長の政策等の説明)</p> <p>第7条 議会は、市長が市政の重要な政策、計画等を提案するときは、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案理由 (2) 提案に至るまでの経過 (3) 市民、関係団体等の意見聴取の結果 (4) 基本構想及び市政経営方針との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用 (予算及び決算における説明資料の提出)</p> <p>第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。 (地方自治法第96条第2項に規定する議決事件)</p> <p>第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決事件について、別に条例で定めるもののほか、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止通告及び定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。</p> <p>2 議会は、前項に掲げるもののほか、市政の各分野における基本的な計画の策定、他団体等との提携及び協定の締結等に関し、必要があると認めるときは、議決事件の拡大について市長等と協議するものとする。</p>
現況・実績等	<p>◆市長・議長会談の開催〔第6条第1項関係〕 毎定例会の開会前</p> <p>◆反問権 実績なし〔第6条第3項関係〕</p> <p>◆全員協議会の実施〔第7条関係〕</p> <p>(1) 平成26年第1回全員協議会 ア 期日 平成26年2月17日 イ 案件 第3次豊岡市行政改革大綱(案)及び実施計画(案)について</p> <p>(2) 平成27年第1回全員協議会 ア 期日 平成27年10月14日 イ 案件 豊岡市地方創生の推進に係る「人口ビジョン」及び「地方創生総合戦略」について</p> <p>(3) 平成27年第2回全員協議会 ア 期日 平成27年10月29日 イ 案件 下水道使用料の見直しについて</p> <p>(4) 平成30年第1回全員協議会 ア 期日 平成30年3月27日 イ 案件 豊岡市市税条例の一部を改正する条例の専決について</p> <p>(5) 平成30年第2回全員協議会 ア 期日 平成30年5月2日 イ 案件 老朽度調査結果を踏まえた文化会館の今後の対応について</p> <p>(6) 平成30年第3回全員協議会 ア 期日 平成30年8月23日 イ 案件 専門職大学について</p> <p>(7) 平成31年第1回全員協議会 ア 期日 平成31年3月26日 イ 案件 豊岡市市税条例の一部を改正する条例の専決について</p> <p>◆議員説明会の実施〔第7条関係〕</p> <p>(1) 平成26年11月28日 案件 新しい地域コミュニティのあり方方針(案)</p> <p>(2) 平成27年8月11日 案件 豊岡市地方創生の推進</p>

	<p>(3) 平成27年10月28日 案件 新しい地域コミュニティの支援制度</p> <p>(4) 平成27年10月28日 案件 豊岡市地方創生の推進に係る「人口ビジョン」及び「地方創生総合戦略」</p> <p>(5) 平成28年5月16日 案件 新しい地域コミュニティ</p> <p>(6) 平成28年8月18日 案件 豊岡市公共施設再編計画(案)</p> <p>(7) 平成28年11月21日 案件 日高医療センターのあり方</p> <p>(8) 平成29年5月12日 案件 次期豊岡市基本構想の策定</p> <p>(9) 平成29年6月2日 案件 次期豊岡市基本構想の策定</p> <p>(10) 平成29年11月16日 案件 豊岡市市政経営方針の策定</p> <p>(11) 平成30年4月23日 案件 老朽度調査結果を踏まえた文化会館の今後の対応</p> <p>(12) 平成31年2月22日 案件 豊岡市大交流ビジョン(案)</p> <p>◆予算(当初)に関する説明資料〔第8条関係〕</p> <p>(1) 豊岡市予算について(概要) (2) 前年度対比資料 (3) 地方創生の取組概要 (4) 主要事業の概要(地方創生事業以外) (5) 一般会計予算説明資料</p> <p>◆予算(補正)に関する説明資料〔第8条関係〕</p> <p>(1) 補正予算案の概要</p> <p>◆決算に関する説明資料〔第8条関係〕</p> <p>(1) 主要な施策の成果を説明する書類(※) (2) 決算審査意見書(※) ※印は法令等で定めるもの</p> <p>◆議決事件の追加 なし〔第9条関係〕</p> <p>◆別に条例で定めるもの〔第9条関係〕</p> <p>(1) 条例名 豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例(平成23年9月28日制定、平成28年12月27日改正)</p> <p>(2) 議決事件 基本構想の策定、変更又は廃止</p>
達成評価	<p>4</p> <p>5 十分達成された(このまま推進する) 4 概ね達成された(必要に応じ改善も必要だが、推進する) 3 一部達成された(ただし、改善が必要である) 2 ほとんど達成されていない(分析と見直しが必要である) 1 未着手</p>
達成度合いとその理由	<p>・議員と執行機関は、適宜必要な情報交換を行いながら、緊張ある関係の保持に努めてきた。</p> <p>・議員の質問内容の確認以外に反問権の行使はない。</p> <p>・市当局は、重要な政策、計画等の提案に当たっては、議会、全員協議会、議員説明会、委員会でおおむね適切な説明を行った。</p> <p>・市当局は、予算・決算の議案提案に当たり、議員に対し、おおむねわかりやすい資料を提出した。</p> <p>・おおむね必要な議決事件は条例で追加できている。</p>
今後の取組み方法	<p>・引き続き、議員と執行機関は対等な立場で相互に牽制し、抑制と均衡を図っていく。</p> <p>・議論の活性化を図るため、反問権の有用な活用を進める。</p> <p>・議会として市当局に対し、引き続き適切な提案説明を求めていく。</p> <p>・議会として市当局に対し、引き続きわかりやすい資料の提出を求めていく。</p> <p>・引き続き議会として必要な議決事件があれば検討をしていく。</p>

検証項目	⑦ 議員の政治倫理と政務活動の遵守を図る	
条文	<p>(政務活動費の活用と公開)</p> <p>第12条 会派は、豊岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年豊岡市条例第213号）に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言、審議等のための調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p>第19条 議員は、その職責と権能を常に自覚し、市民全体の代表者として品位と政治倫理の向上に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。</p>	
現実・状況等	<p>◆政務活動費の執行率〔第12条第1項関係〕</p> <p>H24 93.8% (2,926/3,120千円)</p> <p>H25 84.9% (2,565/3,020千円)</p> <p>H26 93.8% (2,700/2,880千円)</p> <p>H27 90.9% (2,619/2,880千円)</p> <p>H28 92.6% (2,482/2,680千円)</p> <p>H29 89.3% (2,428/2,720千円)</p> <p>H30 98.4% (2,716/2,760千円)</p> <p>◆政務活動費の主な内容〔第12条第1項関係〕</p> <p>ア 行政視察研修</p> <p>イ 講演会・セミナーへの出席</p> <p>ウ 機関紙の発行 など</p> <p>(参考) 会派行政視察の事例に基づく本会議での政策提言等の発言(会派数、回数等)</p> <p>H24 代表・個人質問 3会派、6回</p> <p>H25 代表・個人質問 3会派、4回</p> <p>H26 代表・個人質問 3会派、6回</p> <p>H27 代表・個人質問 4会派、7回</p> <p>H28 代表・個人質問 3会派、3回</p> <p>H29 代表・個人質問 3会派、5回</p> <p>H30 代表・個人質問 3会派、6回</p> <p>※ 会議録検索システムで「視察」等の検索でヒットした件数</p> <p>◆会派視察報告書のホームページアップ〔第12条第1項関係〕</p> <p>平成30年度分から実施</p> <p>◆豊岡市議会議員政治倫理条例の制定〔第19条関係〕</p> <p>平成25年9月27日可決(公布)</p> <p>平成25年10月1日施行</p> <p>◆就業等の報告義務の徹底(同条例第5条)〔第19条関係〕</p>	
達成評価	4	<p>5 十分達成された(このまま推進する)</p> <p>4 概ね達成された(必要に応じ改善も必要だが、推進する)</p> <p>3 一部達成された(ただし、改善が必要である)</p> <p>2 ほとんど達成されていない(分析と見直しが必要である)</p> <p>1 未着手</p>
達成度合いとその理由	<p>・政務活動費を活用して管外視察研修を実施した後、その成果を基に一般質問で政策提言等を行った。</p> <p>・豊岡市議会議員政治倫理条例を制定し、就業等の報告義務などを徹底している。</p>	
今後の取り組み方法	<p>・管外視察研修等の成果に基づき政策提案等を更に進める。</p> <p>・豊岡市政治倫理条例に基づき、市民の代表者としての品位と政治倫理の向上に更に努める。</p>	

検証項目	⑧ その他	
条文	<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策等を中心とした調査研究を行うものとする。 3 会派は、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 (議会事務局の体制整備) 第14条 議会は、政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。 (議会図書室の充実等) 第15条 議会は、議員の調査研究のため、議会図書室の議会関連図書や情報機器などの充実に努めるとともに、市立図書館の活用により情報機能の強化に努めるものとする。 (見直し手続) 第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。</p>	
現況等	<p>◆会派届出 (H29. 11. 16現在) 6 会派 (1) 新風とよおか 8 人 (2) とよおか市民クラブ 7 人 (3) ひかり 3 人 (4) 日本共産党・あおぞら豊岡市議員団 3 人 (5) 豊岡市議会公明党 2 人 (6) 豊岡維新の会 1 人</p> <p>◆会派の活動 (1) 政務活動 (行政視察研修、講演会・セミナーへの出席、会派広報紙の発行など) (2) 会派勉強会 (3) 議案及び議運・幹事長会案件の会派内・会派間調整 など</p> <p>◆職員数 7 人 (定数 8 人) [第14条関係] 議員の政策立案のサポートをする法制分野などの専門知識を有する職員がいない。</p> <p>◆法令関係図書等の加除を随時実施 [第15条関係] 加除式図書 54種類 232冊 上記以外図書 59種類 113冊 計 113種類 345冊</p> <p>◆各会派控室にパソコンを設置 [第15条関係] ◆検証は未実施 [第21条関係]</p>	
達成評価	4	5 十分達成された (このまま推進する) 4 概ね達成された (必要に応じ改善も必要だが、推進する) 3 一部達成された (ただし、改善が必要である) 2 ほとんど達成されていない (分析と見直しが必要である) 1 未着手
達成度合いとその理由	<ul style="list-style-type: none"> 行政課題の調査研究のため、政務活動費を活用し、各会派で行政視察や各種意見交換会等を実施した。 会派内で議案等の勉強会を実施した。 会派幹事長会を開催し、重要案件等について会派間での意見交換を行い、合意の形成を図った。 政策実現に向けた会派の取り組みは十分とは言えない。 議会事務局職員数は、定数 8 人に対し 7 人となっている。 議会事務局に議員の政策立案のサポートをする法制分野等の専門知識を有する職員がいない。 議会図書室に法令関係等の図書を所蔵し、議員の閲覧に供している。 各会派に 1 台ずつ議員が情報収集等に活用するパソコンを設置している。 	
今後の取り組み方法	<ul style="list-style-type: none"> 会派として政策実現に向けた取り組みを強化していく。 議員の政策立案のサポートをする法制分野の専門職員の配置等、議会事務局の体制強化を検討する。 議員図書室の図書の充実を図る。 市立図書館との連携を検討する。 	